

議会運営委員会

令和6年9月5日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

[委員] 柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、(代理:沖田議員)、

村武委員、川上委員、芦谷委員

[議長団] 笹田議長、川神副議長

[委員外議員]

[執行部] 山根総務部長、末岡総務課長、森井総務管理係長

[事務局] 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議題

1 令和6年9月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

資料1

(2) その他

2 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

(広報費の導入について)

資料2

3 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

資料3

4 令和7年度議員改選に向けた議員定数について

資料4

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料5

6 その他

令和 6 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（2 件）

【財産の取得について（追認）2 件】

議案第 56 号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書等）

議案第 57 号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書等）

報告（1 件）

報告第 18 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

令和 6 年 9 月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

総務文教委員会 2 件

市長提出議案等（議案 2 件）

議案等番号	件 名	付託先等
議案第 56 号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書等）	総務文教委員会
議案第 57 号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書等）	〃

追加提案議案 概要説明資料 (令和 6 年 9 月 9 日 追加提案予定)

議案第 56 号

○ 財産の取得について（追認）

小学校における学習指導用に供するため、次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決（追認）を求めるものです。

1	取得した財産	小学校教師用教科書及び指導書等	3,532 冊
2	取得の方法	購入（随意契約）	
3	取得価格	25,665,641 円	
4	契約の相手方	浜田市紺屋町 58 番地 株式会社今井書店浜田外商 代表取締役 島 秀 佳	
5	契約日	令和 2 年 4 月 1 日	

議案第 57 号

○ 財産の取得について（追認）

小学校における学習指導用に供するため、次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決（追認）を求めるものです。

1	取得した財産	小学校教師用教科書及び指導書等	2,498 冊
2	取得の方法	購入（随意契約）	
3	取得価格	26,897,670 円	
4	契約の相手方	浜田市高佐町 3481 番地 10 株式会社今井書店浜田外商 代表取締役 舟 木 徹	
5	契約日	令和 6 年 4 月 1 日	

報告第 18 号

○ 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

市道施設に係る事故による損害賠償の額の決定

- 1 損害賠償の額 219,153 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)
- 3 専決日 令和 6 年 8 月 29 日

広報費（案）

内 容	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
活用に当たって	<p>➢ 広報費については、政務活動とそれ以外の活動が併存する可能性があるため、選挙活動（又は選挙の事前運動）や政党活動、後援会活動との誤解を生じさせないよう配慮する。</p> <p>➢ 特に、広報紙を作成するときは、記載内容が市政に関するものであることを確認するとともに、議員の氏名・連絡先・写真・経歴等を掲載する場合は大きさや配置等に配慮し、必要性・妥当性を説明できるようにする。</p>
充当できるもの	<p>広報紙</p> <p>○広報紙の作成費、発送費（経費 1/3 以内、年間上限額なし）</p> <p>ホームページ等</p> <p>○ホームページ、ブログ、有料版 SNS 等の開設費、管理費（経費 1/3 以内、年間上限額なし）</p>
充当できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 後援会会員のみへ配付する広報紙 ● 年賀状や暑中見舞い等の挨拶状 ● 選挙活動、政党活動、後援会活動に該当すると思われるホームページ、ブログ、SNS 等
留意事項	<div style="text-align: right; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> 青い字 : 前回決定した事項 赤い字 : 今回の協議事項（案） </div> <p>○ 広報紙に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に作成した広報紙（現物又は写し）を 1 部提出する。 ・ 紙面に「政務活動費を使って作成したものであること」を表示する。 ・ 任期満了前 3 か月以内に作成した広報紙には広報費を充当できない。 ・ 議員のプロフィールは、議員としての役職のみ掲載できる。 ・ 議員の電話番号やメールアドレス等の連絡先は掲載できる。 ・ 政治信条や選挙公約的な文言、政党や後援会に関する記載は掲載できない。 ・ 議員の顔写真のサイズは、紙面全体の 1/6 以内（上限 10 cm × 10 cm）とする。 ・ 市政に関する記事（文章、写真等）が紙面全体の 2/3 以上を占めるように作成する。 <p>○ ホームページ等に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員のプロフィールは、議員としての役職のみ掲載できる。 ・ 議員の電話番号やメールアドレス等の連絡先は掲載できる。 ・ 政治信条や選挙公約的な文言、政党や後援会に関する記載は掲載できない。 ・ 市政に関する記事（文章、写真等）が全体の 2/3 以上を占めるように作成する。 <p style="color: red;">※掲載内容や記事の分量は目安として示すものであり、最終的には議員自らの責任において判断するものとする。</p>

電子申請システムによる請願・陳情の提出について

1 議会に係る手続のオンライン化の目的

多様な住民が議会に関わる機会を広げ、議会運営の合理化を図る。

(利便性、迅速性、確実性、記録性 等)

2 電子申請システムの利点（メリット）

(1) 本人確認

ログイン（IDやパスワード等を事前登録して申請、Google、LINE、Graffer のアカウントと連携）が必要であるため、電子メールより本人確認の精度が高い。

(2) 請願・陳情の記載内容

- ア 件名や願意等を入力必須項目にすることにより、記入漏れを防ぐことができ、情報不足による差戻しのリスクが減る。
- イ 入力可能な文字数の上限を設けることができ、膨大な量になるのを防ぐことができる。
- ウ 初めての申請でも何を記入する必要があるかが一目で分かるため、申請がしやすい。
- エ 直接入力となるため、資料を文書の間に挟むことができなくなり、資料との混同を防げる。

(3) その他の入力項目

- ア ホームページでの氏名・住所の公表を承諾するかどうかを選択することができる。
- イ 結果通知を郵送と電子メールのどちらで受け取るかを選択することができる。
- ウ 住所や電話番号、メールアドレスについても必須項目になっており、不備があった際の連絡手段を確保できる。

(4) 請願者・陳情者による確認

- ア 請願・陳情が受け付けられたこと、議会で処理されたことを自動返信メールにより確認することができる。
- イ 電子申請システム上で、提出済みの請願・陳情の内容を確認することができる。（議会側もシステム上で確認可能）

3 電子申請システムの欠点（デメリット）

- (1) 請願・陳情を1件ずつしか提出することができない。(電子メールであれば複数の請願書・陳情書を添付することが可能)
(ただし、複数の申請をする際に、一度申請したものを持ち歩く形で申請することは可能)
- (2) 議会側が、電子申請システムに入力された内容を請願書・陳情書の様式に加工する必要がある。(ただし、テキストデータで抽出できるため、容易に可能。また、請願者・陳情者にとっては、様式を整える必要がないという利点がある。)

令和 7 年度議員改選に向けた議員定数について 議会運営委員会のまとめ（案）

【22名とする理由】

議員定数については令和3年に見直しを行い、24名から22名に変更したところである。議会や議員の活動が分かりにくいなどのご意見を真摯に受け止め、地域井戸端会や各委員会において積極的に意見交換会を開催するなど、広報広聴機能の充実に努めるとともに、議会力の向上を目指して議会改革にも積極的に取組んできた。その結果として、全地方議会を対象とした議会改革度調査においても高評価をいただいている。また、住民が抱える困り事も多様化・複雑化している中で、民意の反映や多角的な視点で行政事務の監視機能等を果たし、現活動を維持・発展させていくためにも、議員の多様性の担保が欠かせないことから、議員定数は現在の22名とする。

【19名とする理由】

人口減少が進んでおり、議員定数の見直しも必要である。現在の議員数は議員定数から 1 名減の 21 名となっており、総務文教委員会の委員数は 6 名となっているが、現数で活動に支障がないのであれば 3 常任委員会×6 名 + 議長の 1 名で良いと考える。

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

N0	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	本会議における 請願に対する質 疑を行わず、委 員会付託のみと することを追加	会議規則関係 P7 第1章 会議 第5節 議事	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 1~11 [略]	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 1~11 [略] 12 本会議では、紹介議員及び執行部への 請願の質疑を行わず、委員会付託のみと する。
2	委員外議員の発 言の範囲等につ いて追加	委員会条例関係 P16 第3章 発言	(委員外議員の発言) 1 委員外議員が出席して発言の申し出 をするときは、委員会開催1日前（休 日を除く）の17時までに委員長に申し 出ることとする。 2 発言の申し出は、報告事項のみ1人1 項目とし質疑は3回までとする。	(委員外議員の発言) 1 委員外議員が出席して発言の申し出 をするときは、委員会開催1日前（休 日を除く）の17時までに委員長に申し 出ることとし、委員長は、委員会に諮 ってその許否を決定する。 2 発言の申し出は、執行部報告事項又 は請願に関する質疑のみとする。 3 執行部報告事項に関する質疑は、1人 1項目とし、質疑は3回までとする。 4 請願に関する質疑は、紹介議員、參 考人又は執行部に対して、それぞれ3 回までとする。紹介議員又は参考人へ の質疑は、それらの者が出席している 場合のみできるものとする。また、執 行部への質疑は、執行部が請願の提案 者ではないため、願意に関する市政の 現状や今後の施策の方向等について確 認するものに限り、願意の是非につ いて質すことはできないものとする。

◆関連例規

○浜田市議会会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、**第88条（請願の委員会付託）**に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。（2項、3項は省略）

○浜田市議会委員会条例

(委員外議員の発言)

第45条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、**委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。**

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(紹介議員の委員会出席)

第63条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。